

タイトル	<翻訳>ヨーロッパが知りたい(翻訳)(その1)
著者	中村, 寿司
引用	北海学園大学学園論集, 117: 57-88
発行日	2003-09-25

『ヨーロッパが知りたい』^{註1)} (翻訳)

(その1)

中 村 寿 司

目 次

第1章 欧州連合，欧州統一の夢が実現

- 1) EU の加盟国はどこか？
- 2) 加盟候補国はどこか？

第2章 欧州建設

- 1) 欧州建設に，どのような出来事が先行したか？
- 2) 欧州協力の最初の形態は，どのようにして生まれたか？
- 3) 単なる政府間協力から欧州経済統合への移行は，どのように展開したか？
- 4) 今日，EU のアキ・コミュノテール^{註2)} を包括する欧州建設の5つの基本条約とは何か？
- 5) ローマ条約のアキとは何か？
- 6) 「欠席戦術」とは何を意味するか？
- 7) 単一欧州議定書のアキとは何か？
- 8) 単一欧州議定書に由来する4つの自由とは何か？
- 9) シェンゲン・ランドとは何を表すか？
- 10) マーストリヒト条約のアキとは何か？
- 11) 欧州連合の3つの柱とは何か？
- 12) 「共同体方式」と「政府間方式」を，人はどのように理解するか？
- 13) 補完性原理とは何か？
- 14) アムステルダム条約のアキとは何か？
- 15) ニース条約のアキとは何か？
- 16) EU は，今日，15 の加盟国を擁している。それらは，いつ統合したのか？

第3章 欧州的价值

- 1) 欧州的价值とは何か？

- 2) もし、基本権の尊重が、すでに欧州条約の中に記載されているとすれば、何故、新憲章なのか？
- 3) 最も新しいニース条約は、基本権憲章を組み入れなかった。その後の価値と信頼性はどうか？
- 4) もし、ある加盟国が、欧州の民主主義の価値を尊重しない場合、どうなるのか？
- 5) 基本権憲章は、「欧州憲法」の前文と見なされ得るか？
- 6) 欧州市民権とは何か？

第4章 欧州連合の機能

- 1) 欧州機関とは何か？
- 2) 何故、欧州機関は、超国家的といわれるのか？
- 3) 欧州機関は、どこに在るのか？
- 4) 決定機関において、誰が何をするのか？
 - a) 欧州理事会、あるいは「サミット」の役割は何か？
 - b) EUの大統領はいるのか？
 - c) 政府間会議(CIG)を、人はどのように理解するか？
 - d) 欧州委員会の役割は何か？
 - e) 委員会は、何人の委員を擁するか？
 - f) 閣僚理事会の役割は何か？
 - g) 閣僚理事会における票の配分はどうか？
 - h) 欧州議会(PE)の役割は何か？
 - i) 欧州議会は、どのように共同体法の作成に加わるか？
 - j) 欧州政党とは何か？
 - k) 欧州議会は、何人の議員を擁するか？
- 5) 統制機関と諮問機関において、誰が何をするのか？
 - a) 欧州共同体司法裁判所の役割は何か？
 - b) 欧州会計検査院の役割は何か？
 - c) 経済社会評議会(CES)の役割は何か？
 - d) 地域評議会の役割は何か？
- 6) 金融機関において、誰が何をするのか？
 - a) 欧州投資銀行(BEI)の役割は何か？
 - b) 欧州中央銀行(BCE)の役割は何か？
- 7) 5種類の欧州決定とは何か？
- 8) 共同体立法は、どのように作成されるのか？

- 9) EU は、どのように資金調達しているか？
 - a) EU の財源は何か？
 - b) どのような欧州機関が予算運営をしているか？
 - c) 予算は、何に支出するか？
 - d) 財政見通しは、何に基づくか？
 - e) 主要な出資国はどこか？

第5章 欧州連合の権限

- 1) 委員会の業務は何か？
- 2) EU の第1の柱と関係する主要な欧州政策とは何か？
 - a) 経済通貨同盟（UEM）は、何に基づくか？
 - b) 域外取引は、どの程度、域内市場を補完するか？
 - c) 経済通貨同盟は、欧州経済地域（EEE）をカバーするか？
 - d) 競争政策の目標とは何か？
 - e) EU の社会政策と雇用政策は何を含んでいるか？
 - f) 地域政策により準備される欧州基金とは何か？
 - g) 共通農業政策（PAC）の争点は何か？
 - h) EU は、環境保護政策を率先して展開するか？
 - i) EU 内における若者の地位はどうか？
 - j) EU の域外政策により、人は何を理解するか？
- 3) EU の第2の柱と関連する「共通外交・安全保障政策」（PESC）とは何か？
 - a) 共通外交・安全保障政策は、何をする為？
 - b) EU の外交は、何を代表するのか？
 - c) 「欧州共同防衛」の考えは、どのように進展したか？
 - d) 何故、自立した「欧州安全保障・防衛政策」（PESD）なのか？
 - e) 誰が共通外交・安全保障政策を代表し、それは、どのように機能するのか？
- 4) EU の第3の柱と関連する司法・内務協力（JAI）は、何に基づくか？
 - a) 司法・内務協力は、どのようにして生まれたか？
 - b) 人の自由移動は、どのような問題をもたらすか？
 - c) アムステルダム条約により、どのような改革が取り入れられたか？
 - d) アムステルダム条約以降、司法・内務協力の分野において達成された主要な前進とは何か？
 - e) 司法・内務協力は、どのように機能するか？

第6章 欧州連合は拡大する

- 1) 何故, EU は拡大するのか?
- 2) 拡大は, EU にどのような利益をもたらすことができるか?
- 3) 誰が EU のメンバーになれるか?
- 4) 候補国はどこか?
- 5) 拡大のプロセスは, 何に基づくか?
- 6) 加盟国は, いつ EU を統合する予定か?
- 7) 機関は, どのように機能するか?
- 8) 何故, EU は, トルコとの加盟交渉を開始しないのか?

第7章 グローバリゼーションと向き合う欧州

- 1) グローバリゼーションとは何か, そして, その結果は?
- 2) EU の役割とは何か?
 - a) 開発援助
 - b) 欧州的价值と人権の擁護
 - c) 貿易
 - d) 環境

第8章 ベルギー議長職の結果

- 1) EU は, 将来, どのような進展を遂げるか?
- 2) 2001年7月1日から12月31日までベルギーが務めた議長職の役割とは何だったか?
- 3) ラーケン宣言, 同宣言により設立された協議会(コンベンション)の目的とは何か?
 - a) 誰が協議会を構成するのか?
 - b) 協議会が検討する問題とは何か?

キーワード

略語

付録

- 1) 欧州連合基本権憲章
- 2) 欧州連合の将来に関するラーケン宣言

第1章 欧州連合、欧州統一の夢が実現

欧州の統一。それは、シャルルマーニュの帝国分割以来、ヨーロッパの人々の頭から離れたことのない夢である。しかしながら、20世紀まで、全ての統一の試みは失敗した。17世紀の主権国家からなる欧州は、19世紀の国民国家の欧州と同様、平和条約による中断はあったものの、相次ぐ戦争により分断された。

しかしながら、単一欧州の考えは、人々の心に長く芽生えていた。18世紀、サン・ピエール神父と哲学者のカントは、それを恒久平和のための機構として思い描いた。19世紀、イタリア人のマッツィーニが、人民の欧州のために戦う「青年欧州」運動を創始する。夢想家、ヴィクトル・ユゴーは、統一された欧州を、かすかに予見する。

2度の世界大戦の衝撃、両対戦間の平和運動の昂まり、そして合衆国に対する欧州衰退の意識が、遂に知識人、政治家、そして哲学者に欧州を「構想」し、その建設を実行するよう導いた。建設は、完成からは程遠いものの、幾つかの重要な段階を乗り越えた：欧州統合の出生証書であるパリ条約とローマ条約に始まり、新候補国に欧州連合への門戸を開く準備をさせる第5の基本条約、ニース条約まで。

我々は、いまだかつて今日程、統一された欧州に近づいたことはなかった。しかし、人々が現在「欧州連合」（EU）と呼んでいるものは、1日にして建設されたものではない。この未完成の建築は、欧州は声をひとつにすることでしか、世界にその経済的、政治的力を明らかにすることはできないという、欧州に対する明確な自覚と信念の賜物である。

1) EUの加盟国はどこか？

それらは15カ国である：ドイツ(1957)、フランス(1957)、イタリア(1957)、ベルギー(1957)、オランダ(1957)、ルクセンブルク(1957)、イギリス(1973)^{註3)}、アイルランド(1973)、デンマーク(1973)、ギリシャ(1981)、スペイン(1986)、ポルトガル(1986)、オーストリア(1995)、スウェーデン(1995)、フィンランド(1995)。

ベルギーは、原加盟国である。

2) 加盟候補国はどこか？

1999年12月のヘルシンキ欧州理事会は、次のようなりストを作成した：キプロス、マルタ、ハンガリー、ポーランド、ルーマニア、スロヴァキア、エストニア、ラトビア、リトアニア、ブル

ガリア，チェコ共和国，スロヴェニア，トルコ。

世界の中の EU (地図，訳省略)

EU：加盟国と候補国 (地図と国の紹介，訳省略)

拡大する EU (地図と国の紹介，訳省略)

第2章 欧州建設

1) 欧州建設に，どのような出来事が先行したか？

1814-1815 年：

ウィーン会議が，ナポレオン失墜後のヨーロッパを再編する。

1914-1918 年：

オーストリア大公，フランツ・フェルディナンド暗殺後，オーストリア・ハンガリー国が，セルビアに宣戦布告。このことが，ドイツ，オーストリア・ハンガリーとフランス，イギリス，ロシアとを対峙させる**第一次世界大戦**を惹き起こす。当時すでに，欧州国家間の平和と友好を説く平和主義運動があった。

1919 年：

国際連盟 (SDN) の創設が，平和主義の理想に対する機関による返答となる。しかし，そこには，合衆国もドイツも参加しない。

1922 年：

リヒャルト クーデンホーフ・カレルギーが，仏独和解に基づく「汎ヨーロッパ連合」の考えを唱える。

1925 年：

仏独の外務大臣，**アリスティド・ブリアン**と**グスタフ・シュトレゼマン**が，欧州連合計画を提案する。

1929 年：

ウォール・ストリートに端を発する金融恐慌が，仏独の接近と欧州連合計画を頓挫させる。

1933 年：

ヒトラーが，ドイツで権力の座に着く。

1940-1945 年：

1918年の敗北で屈辱を蒙り，それに伴うヴェルサイユ条約により崩壊させられたドイツが，**第二次世界大戦**を惹き起こす。1933年に選出されたヒトラーは，憲法を覆し，ナチによる独裁を開始する；恐るべき警察 (ゲシュタポ) に支援された第三帝国が，単一政党，反対者の排除，憎悪，

人種に基づく選別，強制収容所，の基礎の上に築かれる。実際，その拡張政策を通じて，ヒトラーは，監禁，強制収容，そして 6 百万人近くのユダヤ人と 50 万人近くのジプシーの死を招く絶滅政策を実行する。

1942-1943 年：

ベルギー外務大臣，ポール・アンリ スパークの推進により，ベネルクスが誕生する。それは，ベルギー，オランダ，ルクセンブルクを結ぶ通貨及び関税同盟を課題にしている。

1945 年 1 月：

ヤルタ会談が，ヨーロッパを西側とソビエト勢力圏に分割する。1947 年以降，1989 年まで大陸を 2 つのブロックに分離する鉄のカーテンが，ヨーロッパの上に下りる。共産主義体制に基づく東側ブロックと，市場経済を実践する民主主義体制に基づく西側ブロックへの分裂。冷戦である。

1947 年：

英国首相，ウィンストン・チャーチルが，「ヨーロッパ合衆国」の考えを提唱する。

1947 年：

ヨーロッパが復興し，共産主義の影響を抑止することができるよう，米国が，（米国将軍，マーシャルに由来する）マーシャルプランを提案する。

1948 年：

欧州統一の考えを巡り，欧州会議が，政治，文化，経済のエリートを招集する。しかし，間もなく 2 つの概念が現れる。すなわち，連邦的あるいは超国家的選択と，イギリスならびに仏人，ド・ゴール将軍により支持された，政府間における選択の概念である。

2) 欧州協力の最初の形態は，どのようにして生まれたか？

1948 年：

マーシャルプランによる援助を配分するため，西欧諸国が，欧州経済協力機構 (OECE) に集合する。これは，最初の欧州政府間協力であるが，経済部門に限定されていた。1960 年，OECE は，経済協力開発機構 (OCDE) になる。

1948 年：

冷戦の激化に伴い，ベネルクスの国々と同じくフランス，イギリスが，ブリュッセル条約に調印する。それは，西側同盟を創設させる相互軍事援助条約であり，後にドイツとイタリアを迎えて，1954 年に西欧同盟あるいは UEO へと姿を変える。

1949 年：

アメリカの経済援助に，西側同盟を支持し北大西洋条約あるいは大西洋協定 (OTAN) を誕生させる軍事的保護が，同様に加わる。

1949 年：

イタリア，アイルランド，デンマーク，ノルウェー，スウェーデンが加わったブリュッセル条

約の調印国が、**欧州審議会**を創設する。当初、この機構は、欧州の超国家的権威となる目標を有していたが、計画は、すぐに放棄された。

ストラスブールに設置された欧州審議会は、今日、43 カ国を擁し、特に**人権及び基本的自由の保護に関する条約 (CEDH)** の遵守を監視している。従って、43 カ国は、人権を尊重し、開かれた競争的市場経済を実践する議会制民主主義の国でなければならない。

注意！欧州審議会 (Conseil de l'Europe) は、欧州連合の機関ではない。欧州理事会 (Conseil européen) と混同してはならない。

欧州審議会の後援を受けて 1950 年に調印された、人権及び基本的自由の保護に関する欧州条約 (CEDH) は、基本権 (思想、結社の自由、公平な裁判を受ける権利) を承認し、拷問、恣意的な監禁、非人道的で屈辱的な刑罰あるいは取り扱い、を禁止している。条約は、今日、EU の全ての加盟国により批准されている。

3) 単なる政府間協力から欧州経済統合への移行は、どのように展開したか？

1950 年：

ジャン・モネから着想を得た仏外務大臣、ロベール・シューマンは、経済における戦略上の 2 分野、石炭と鉄鋼の仏独での生産の共同管理を提案する。その結果、「具体的実現」から始まって、期日には「欧州連邦」を目指す「シューマン・プラン」が誕生する。

1951 年：

パリ条約により創設された**欧州石炭・鉄鋼共同体 (CECA)** は、真に初めての欧州の統合形態である。それは、以下の 6 カ国を集合させる：フランス、ドイツ、ベルギー、イタリア、ルクセンブルク、オランダ。共同体は、「**共同体方式**」、すなわち関連する分野が国家主権のみに依存することのない方式に基づき、**6 カ国のヨーロッパの石炭と鉄鋼の生産及び供給を保証する**。1952 年、ベルギー人、ジャン・デュヴィユザールが、共同体閣僚理事会の初代議長を務める。

1956 年：

メッシナの 6 カ国会議が、ローマ条約に到達する交渉への道を開き、条約は、**共同市場 (CEE)** 及び**ユーラトム**、あるいは**欧州原子力共同体 (CEEA)** を創設させる。ベルギー外務大臣、P.H. スパークが、その交渉において重要な役割を果たす。

1967 年：

ベルギー人、ジャン・レが、1970 年まで欧州委員会委員長を務め、共同体の「固有財源」に関する重要決定を採択させる。すなわち、加盟国の分担金は、関税、付加価値税、共同体が直接受け取る農業課徴金により補完される、という決定である。

4) 今日、EU のアキ・コミュノテールを包括する欧州建設の 5 つの基本条約とは何か？

1. ローマ条約（1957）
2. 単一欧州議定書（1986）
3. マーストリヒト条約（1992）
4. アムステルダム条約（1997）
5. ニース条約（2000）

5) ローマ条約のアキとは何か？

1957 年に批准され、「6 カ国の欧州」を集合させる欧州建設の最初の基本条約は、2 つの共同体を設置する。すなわち、欧州経済共同体（CEE）と欧州原子力共同体（CEEA）あるいはユーラトムである。

CEE は、**共同市場**、すなわち商品、人、サービス、資本の自由移動に基づく、自由貿易地域の確立を狙いとしている。1968 年、それは、15 カ国が商品の自由移動のための対外共通関税を適用できる、真の関税同盟となる。

数年後、3 つの共同体（CECA-CEE-Euratom）は、その職員をひとつにまとめる。共同の欧州機関とは、委員会、閣僚理事会、議会、裁判所である。

欧州経済共同体（CEE）は、**共通農業政策（PAC）**がその最も成功した例であるような、一連の共通政策を策定する。

6) 「欠席戦術」とは何を意味するか？

1965 年、シャルル・ド・ゴール大統領は、欧州共同体の中に深刻な危機を惹き起こす。共通農業政策に対する出資を要求し、欧州委員会の重要性の増大と**特定多数決**による投票の展望を拒否する仏大統領は、「欠席戦術」の実行を決意する。そしてフランスは、以後、閣僚理事会の会合に参加しなくなる。しかし 1 年後、6 カ国は「**ルクセンブルクの妥協**」に合意し、加盟国のひとつの極めて重要な利害が問題となる場合には、閣僚理事会は、全ての欧州共同体(CE)加盟国にとって受け入れ可能な解決策を探らなければならなくなる。この合意は、単一欧州議定書が採択されるまで、全会一致による投票の過度の利用をもたらす。

7) 単一欧州議定書のアキとは何か？

1980 年代半ば、共同市場がまだ完成していなかったため、1986 年に締結された**単一議定書**は、物理的（税関の置かれている場所）、行政上（諸々の基準）、税務上の障壁除去のプロセスに着手する。それは、1992 年、「**欧州市場**」に到達することとなる。

単一議定書は、同じく**共同市場**、**単一市場**、**統合市場**の同義語である、**域内市場**の完成を表す。それは、域内国境の廃止を意味する。域内市場の確立に必要な指令を採択するため、全会一致による決定が惹き起こす凍結を防ぐ、特定多数決が多用される。

後に見るように、閣僚理事会における各国は、人口の多さに応じた票数を行使する。しかし、ある国の重要性が人口に比例するわけではない。現在のところ、87票中62票が得られた場合、決定は、特定多数決で行われている。閣僚理事会の決定は、今日、最もしばしば多数決で下されている。ニース条約は、最近、新たな一連の事柄にまで特定多数決の方式を拡げ、EU拡大をにらんで、理事会における加重票の見直しを計画した。

8) 単一欧州議定書に由来する4つの自由とは何か？

欧州経済共同体条約により想定された基本的4つの自由（商品、サービス、資本、人の自由移動）は、欧州内部の国境の廃止により実現されるべきものである。しかし、単一市場が実現するのは、1993年のことである。人の移動は、労働市場における全ての差別の廃止を意味する労働者の自由移動の他に、いかなる検査も受けずに連合内の国境を越える自由としても理解される。この自由は、**シェンゲン・ランド**内において保証されている。

9) シェンゲン・ランドとは何を表すか？

それが準備されたルクセンブルクの町の名に由来し、1985年に調印されたものの、10年後に発効することになった**シェンゲン合意**、あるいは**シェンゲン協定**は、EU加盟国の在外自国民が、国境での警察の検査を受けることなく移動することを認めている。1997年、アムステルダム条約に組み入れられた合意は、同様に、EU域外国境での検査の強化、ヴィザ及び庇護権に関する政策の調和、同じく司法及び警察組織間の緊密な協力を想定している。英国とアイルランドはシェンゲン・ランドに加わっていないが、アイスランドとノルウェーが、パスポートに関する北欧連合を通じて、同ランドに加盟している。

10) マーストリヒト条約のアキとは何か？

1989年6月、マドリッド欧州理事会は、経済通貨同盟（UEM）に関する原則を定める。

この未来の同盟を組織するため、新しい条約が必要となる。同時に、特にドイツ首相、ヘルムート・コールの求めに応じて、欧州統合の政治連合としての側面強化が検討される。それらは、**欧州連合**に関する**マーストリヒト条約**をめぐる交渉の管轄事項である。EUは、経済通貨同盟を含む各種共同体、共通外交・安全保障政策（PESC）、司法・内務協力（JAI）を内包する。EUの3本柱のことである。欧州議会（PE）の権限を強化することにより、マーストリヒト条約は、欧州建設に政治的な広がりを与与する。

11) 欧州連合の3つの柱とは何か？

柱1：

第1の柱の手続きは、**共同体方式**を尊重し、**三角形の機関**（委員会、理事会、議会）の関与を伴う。それは、従って、1952年以来採択された全ての**共通及び共同体政策**を含む。すなわち、経済通貨同盟（UEM）、関税同盟、単一市場、共通農業政策（PAC）、運輸、開発援助、地域援助、競争、社会政策、科学研究、環境、エネルギー、等。

柱2：

柱は、**共通外交・安全保障政策**（PESC）と関連する。それは、EU加盟国の外交政策の漸次拡大する調整と、欧州安全防衛政策（PESD）の構築に基づく。

柱3：

柱は、**司法・内務**（JAI）分野での協力と関連する。アムステルダム条約により設置された「自由、安全、司法地域」は、しかしながら、司法・内務の分野を第1と第3の柱の間で分割する。それらの分野は、以前は、もっぱら柱3により運営されていたものである。柱1の新たな管轄は、特にヴィザ、庇護、移民に関わるものである。これらの共通政策は、もちろん、警察、税関、司法当局間の業務上の緊密な協力を想定している。

12) 「共同体方式」と「政府間方式」を、人はどのように理解するか？

共同体方式は、EUの第1の柱の機関上の機能様式を表す。それは、従って、もっぱら共通及び共同体政策と関連する：委員会が提案し、（全会一致、あるいは**特定多数決**により）理事会が決定し、幾つかの場合、議会が共同決定する。

政府間方式は、第2、第3の柱を特徴づけ、**政府間協力の論理**に基づく。加盟各国は、自らの国益を擁護し、最終決定は、**全会一致**で行われる。委員会は、規則と行動に関して独占的発議権を有さず、欧州議会は、政府間方式に従う政策に対し、弱く関与するにすぎない。これら2本の柱の主要な関与者は、欧州理事会、閣僚理事会、共通外交・安全保障政策（PESC）上級代表である。

13) 補完性原理とは何か？

市民に最も身近な決定が下されることを保証するため、EUは、その活動が、国家、地域、地区のレベルで行われる活動よりも効果的である時にしか、行動を起こさない。この原理は、共同体と関係する柱に対してのみ適用される。

14) アムステルダム条約のアキとは何か？

1997年に採択されたアムステルダム条約は、第4の基本条約である。それは、4つの新たな目

標を定めている：

- a) 雇用と市民権を EU の中心に据える
- b) 人の自由移動に対する最後の障壁を撤廃し、安全を強化する
- c) EU の声を世界により良く理解させる
- d) 多数の東欧及び地中海諸国に向けた、EU 拡大のための欧州機関の改革。この点に関し、アムステルダム条約の交渉は、相対的に失敗であり、ニース条約が、その克服に努めることになる。

アムステルダム条約は、シェンゲン協定を組み入れ、「自由、安全、司法地域」を創設する。それは、同じく「より緊密な協力」の概念も導入する。

より緊密な協力は、一定数の加盟国が、態度のはっきりしない国々に足止めされることなく、EU 統合を追求することを可能にする。従って、少なくとも加盟国の半数が、より緊密な協力の実施を望む場合、他の国々は、それを阻止することなく棄権できる。たとえば、シェンゲン協定は、より緊密な協力の先行事例に相当するものであった。ニース条約は、EU 拡大後の、より柔軟な機構を想定している：より緊密な協力は、最低 8 加盟国の参加を要することになるだろう。

15) ニース条約のアキとは何か？

EU の最も新しい基本条約は、EU の東南欧への拡大に向けて、欧州機関の新たな基盤整備を行う。

2000 年 12 月に採択されたものの、まだ全加盟国によって批准されていないニース合意は、以下の章で詳しく述べられる 5 つの項目を対象としている。

- a) 閣僚理事会における**特定多数決**による投票は、新たな一連の事柄に拡大される。しかし、税務上の問題は、**共通外交・安全保障政策 (PESC)**に関連する問題と同様、現在なお全会一致を必要としている。
- b) 2005 年以降、**委員会**は、各国 1 人の委員から構成されることになる。EU が 27 以上の加盟国から成る時、委員会は、27 人以下の委員から構成されよう：その際、ポストは、輪番で平等に、加盟国間で割り当てられることになるだろう。これが、**平等な輪番制の原理**と呼ばれるものである。
- c) 今後、**委員会委員長**は、加盟国の特定多数決により指名され、委員長は、機関の多数の支持が得られる場合、委員の辞任を求めることができる。
- d) 閣僚理事会における新たな**票の配分**にかんする合意は、4 大国（独、仏、伊、英）とベネルクス（ベルギー、オランダ、ルクセンブルク）に 29 票を、最小国（マルタ）に 3 票を与える。

- e) 欧州議会における議席数は、626 から 732 に変わる。
- f) より緊密な協力のシステムは、緩和される。

16) EU は、今日、15 の加盟国を擁している。それらは、いつ統合したのか？

1957 年：

欧州経済共同体（CEE）及び欧州原子力共同体（EURATOM あるいは CEEA）を創設するローマ条約の（原加盟国と言われる）6 カ国による調印：ベルギー、フランス、イタリア、ルクセンブルク、オランダ、ドイツ連邦共和国（RFA）

1973 年：

6 カ国のヨーロッパが、イギリス、デンマーク、アイルランドを迎え入れる。

1981 年：

9 カ国のヨーロッパが、ギリシャを迎え入れる。

1986 年：

10 カ国のヨーロッパが、スペインとポルトガルを迎え入れる。

1995 年：

12 カ国のヨーロッパが、オーストリア、フィンランド、スウェーデンを迎え入れる。

全体で、15 カ国のヨーロッパを構成する。

第3章 欧州的价值

1) 欧州的价值とは何か？

幾らかの人々が主張していることに反して、EU は、その優先事項がもっぱら経済のレベルに置かれるような、巨大官僚機構ではない。反対に、EU 条約第 6 条に、EU は、人権及び基本的自由の保護に関する欧州条約（CEDH）により保証された基本権を尊重することが明記されている。

欧州のいかなる国も、EU を併合することはできない。加盟国は、民主主義、法による支配、個人の自由、少数民族、市場経済、組合代表性を尊重しなければならない。同様に、加盟国は、人種差別、外国人排斥、組織犯罪、その宗教上及び私的信条がいかなるものであれ、個人差別と戦うことを約束しなければならない。

その「ミレニアム宣言」において、ヘルシンキ欧州理事会(1999年12月)は、EUの基本原則と価値を強調している。

EUの基本原則は、民主主義と法による支配である。

EU市民は、共通の価値により結ばれている：自由、寛容、平等、連帯、文化的多様性。

「外国人排斥至上主義」とより良く戦うため、EUは、1997年に**欧州人種差別と外国人排斥監視局**(ウィーンに設置)を創設し、基本権憲章(付録、参照)を策定した。

2) もし、基本権の尊重が、すでに欧州条約の中に記載されているとすれば、何故、新憲章なのか？

加盟国は、同様に、共通の価値の尊重を対象とする他の国際協定にも加わっているため、EUは、全ての基本権の一貫した分かりやすい集成が必要と考えた。

1998年12月の**世界人権宣言** 50周年を記念して、1999年6月のケルン欧州理事会は、今日6つの章から成る**基本権憲章**の起草を承認した。

- ・人間の尊厳
- ・基本的自由
- ・平等
- ・連帯
- ・市民権
- ・司法

3) 最も新しいニース条約は、基本権憲章を組み入れなかった。その後の価値と信頼性はどうか？

現在のところ、基本権憲章は、加盟国に対する合法的あるいは強制的な力を有してはいない。だからといって、憲章が無関心を発生させるということにはならない。一方において、憲章は、EUが国際舞台における新たな野心を決然と定めたことを証明している。また他方で、EUは、加盟候補国と協定締約国に対し次のような重要なメッセージを伝えている：それらの国々は、加盟と協力が欧州的価値の尊重と結びついていることを知らねばならない。

4) もし、ある加盟国が、欧州的民主主義の価値を尊重しない場合、どうなるのか？

ニース条約は、民主主義的価値と人権の深刻かつ執拗な侵害を行っていることが明らかな国に対し、警告を発することのできる予防的措置を組み入れている。

以前の EU は、そうした場合、もっぱら制裁のシステムを想定してきた。たとえば、告発された国の、理事会の会合への参加停止である。

2000 年 1 月、ヨルク・ハイダーの極右政党（FPÖ）が、オーストリア新政府の政権に近づいた際、EU の他の 14 カ国は、オーストリアとの相互の政治接触を凍結したが、オーストリアを EU の機関から退けることはしなかった。

5) 基本権憲章は、「欧州憲法」の前文と見なされ得るか？

「はい」

民法、社会法、経済法をまとめ、憲章は、将来、欧州市民が参照することのできる基礎的法文を示している。

ラーケン宣言（第 8 章、参照）は、期日には欧州憲法を採択する可能性につき考察している。もし、最終的にそれが採択される場合には、憲章は、確実にその構成要素を成すであろう。

6) 欧州市民権とは何か？

1992 年、マーストリヒト条約は、欧州市民に固有の 4 つの権利を承認する「**欧州市民権**」の概念を導入する。

- ・ EU の全ての領土における移動と滞在の自由
- ・ 居住国における地方議会及び欧州議会（PE）選挙の投票権ならびに被選挙資格
- ・ 個人が在外自国民であるところの国家が第 3 国に代表機関を持たない場合、全加盟当局による外交上の保護
- ・ 欧州オンブズマンへの請願及び不服申立

第 4 章 欧州連合の機能

1) 欧州機関とは何か？

EU の機関は、相互に入り組んでいる。EU 条約は、それらに固有の権限と協力の方式を定めている。以下の区別が必要である：

- a) **決定機関**：欧州理事会及び**三角形の機関**，すなわち EU 閣僚理事会，欧州委員会，欧州議会。
- b) **統制及び諮問機関**：欧州司法裁判所，会計検査院，経済社会評議会，地域評議会
- c) **金融機関**：欧州投資銀行（BEI），欧州中央銀行（BCE）

2) 何故、欧州機関は、超国家的といわれるのか？

機関の超国家的性格は、各国政府に対する委員会の独立、国内法に勝る欧州法の効力、普通選挙により選ばれた欧州議会(PE)の立法権及び予算権、に由来している。理事会における多数決投票も超国家性を表し、それは、欧州の決定がある加盟国の最高意志に優越し得ることを意味する。

3) 欧州機関は、どこに在るのか？

欧州機関の所在地は、1カ所に集中しているわけではない。欧州委員会とEU閣僚理事会は、ブリュッセルに本部を置いているが、欧州司法裁判所は、ルクセンブルクに在る。欧州議会は、月例の本会議をストラスブールで開催するが、議会の各種委員会は、欧州委員会に近いブリュッセルに招集される。

4) 決定機関において、誰が何をするのか？

a) 欧州理事会、あるいは「サミット」の役割は何か？

理事会は、EU加盟国の首脳あるいは行政府の長と委員会委員長を招集する。それは、一般的な政策方針を定め、EUの発展に必要な推進力を与える。サミットの集まりは、少なくとも、年に2回開催される。

現在、会合は、議長国において行われているが、2002年第2半期以降、2回に1回のサミットは、ブリュッセルで開催される予定である。EUが、18あるいはそれ以上の加盟国を擁するようになった場合、全てのサミットは、ブリュッセルで開催されることになるだろう。

b) EUの大統領はいるのか？

加盟各国が、輪番で6カ月間、EU理事会議長を務める。すなわち、

- ・欧州理事会は、議長を務める国の首脳、あるいは行政府の長により主宰される。
- ・EU理事会は、議長を務め、EUの名において国際条約に調印する国の外務大臣により主宰される。
- ・理事会の各部門別組織は、取り扱われるテーマに応じ、所轄の大臣に率いられる。

EUの議長職は、業務組織の中において重要な役割を果たすが、議長国に対していかなる特別な権利も付与することはない。

2001年7月、ベルギーは、EUの議長職を務めた。2002年1月1日からは、スペインの番である。以下、デンマーク、ギリシャ、イタリア、……と続く。

c) 政府間会議 (CIG) を、人はどのように理解するか？

機関の構成、あるいは連合の政策における変化は、常に**政府間会議 (CIG)** の成果である。そこでは、その結果が EU 条約の修正を可能にするような、加盟国政府間の交渉が問題となる。最後の政府間会議は、ニース条約を誕生させたが、今回は、2004 年に開催の予定である。

d) 欧州委員会の役割は何か？

ブリュッセルに本部を置く委員会は、EU の執行機関である。それは、3 つの職務を行う：

- ・委員会は、発議権を有し、従って、閣僚理事会に対し、立法提案を行うことができる；
- ・委員会は、条約の番人であり、共同体法の遵守を監視する；
- ・委員会は、EU の政策と国際的通商関係の執行機関である。

その語の狭義において、共同体法は、設立条約（第 1 次法）と、共同体機関により行われる行為（派生法）を包括する。広義においては、共同体法は、同じく、同法の一般原理と裁判所判例を包括する。

e) 委員会は、何人の委員を擁するか？

委員会は、現在、独立した 20 名の議員団から構成されている：独、西、仏、伊、英が各 2 名、その他の国々が各 1 名。連合が 28 カ国からなる場合、現行のシステムに従えば、委員会は、35 名の委員を擁することになる。EU の拡大を展望し、ニース条約は、2 つの新規則を準備している。

- ・2005 年以降、委員会は、各加盟国 1 名の委員から構成される。
- ・EU が 27 の加盟国を擁するようになった場合、委員の数は、加盟国の数を下回るようにする。

f) 閣僚理事会の役割は何か？

それは、取り扱われる事項に従い、関係大臣を招集する立法機関である。理事会は、提案を採択し、政策目標を定め、国策を調整し、加盟国を対立させている紛争を解決する、決定機関である。それは、最もしばしば、特定多数決による決定を下す。委員会は、採択されれば、**指令**(directives) あるいは**規則**(règlements) となる提案を、理事会に委ねる。

ブリュッセルに本部を置く閣僚理事会は、第 2 と第 3 の柱、すなわち共通外交・安全保障政策 (PESC) 及び内務・司法 (JAI) 分野における政府間協力の策定と実施に関し、重要な役割を果たす。

閣僚理事会は、常駐代表委員会 (Coreper) の助けを得ていることにも注意しよう。加盟国代表は、自国の国益を擁護し、理事会がそれに関して意見を表明するところの書類を準備する。

注意！以下の 3 つの概念を混同してはならない：

- ・欧州審議会 (Conseil de l'Europe), EU の機関ではない,
- ・欧州理事会 (Conseil européen), あるいは政府首脳サミット,
- ・閣僚理事会。

g) 閣僚理事会における票の配分はどうか？

加盟国に割り当てられる票数は、国ごとの居住者数を考慮して、相関的に決定される。これまで、この方法は、下された決定の合法性を保証したので、円滑に機能してきた。実際、現行の票の配分に従えば、大国は、小国を少数派にすることはできないし、逆も然りである。人々は、このようにして、特定多数決による決定が、可能な限り広い合意に基づくことを保証してきた。拡大を展望し、**ニース条約**は、新たな配分を計画している。以下の表で、現行と将来の加重法を比較することができる。

閣 僚 理 事 会		
国	現行	2004 年以降
ドイツ	10	29
フランス	10	29
イタリア	10	29
イギリス	10	29
スペイン	8	27
オランダ	5	13
ベルギー	5	12
ギリシャ	5	12
ポルトガル	5	12
スウェーデン	4	10
オーストリア	4	10
デンマーク	3	7
フィンランド	3	7
アイルランド	3	7
ルクセンブルク	2	4

国	2004 年以降
ポーランド	27
ルーマニア	14
チェコ共和国	12
ハンガリー	12
ブルガリア	10
スロヴァキア	7
リトアニア	7
ラトビア	4
スロヴェニア	4
エストニア	4
キプロス	4
マルタ	3

h) 欧州議会（PE）の役割は何か？

欧州議会は、(1979 年以降)直接に選挙される唯一の機関であるが、各国議会と異なり、独占的立法権を有してはいない。すなわち、それは、(ニース条約によって広げられた)多くの分野において、閣僚理事会と共に決定を採択することのできる、**共同決定権**を有する。

その任務は、同じく、欧州法案に対する意見を表明し、EU 予算を理事会との共同決定で可決し、委員会を監督することにある。

議会は、**委員会を不信任**する権利を有する。かくして、ジャック・サンテール率いる委員会は、1999 年 3 月、不信任の可決を見越して辞任した。

i) 欧州議会は、どのように共同体法の作成に加わるか？

長い間、欧州議会の役割は、**諮問機能**に限られていた。理事会は、その発議を議会に知らせる義務を負ってはいたが、議会には、いかなる決定権もなかった。事態は、普通選挙により議会メンバーを初めて選出する、1979 年から変わり始めた。民主的合法性を帯びた議会は、以後、より直接的に決定過程に加わることを正式に承認された。その結果、1986 年の単一欧州議定書により準備された**協力手続き**が、理事会と議会との対話を促進し、アムステルダム条約により準備された**共同決定手続き**が、理事会と議会との権限の均衡を確立した。共同決定手続きにより、もし両機関の間に合意が成立しない場合には、いかなる決定も下され得ない。この進展は、欧州議会の重要性が増大しつつあることを証言する。

j) 欧州政党とは何か？

欧州の当選者は、国籍ではなく、政策の類似性により再編される。現在、8つの政策グループがある：

PPE-DE：欧州人民党（キリスト教民主党）及び欧州民主党

PSE：欧州社会党

ELDR：欧州自由民主改革党

V/ALE：緑の党／欧州自由同盟

GUE/NGL：欧州統一左派／北欧グリーン左派国家連合グループ

UEN：欧州のための連合

EDD：欧州のための民主相異グループ

NON INSCRITS 無所属

k) 欧州議会は、何人の議員を擁するか？

欧州議会は、626人のメンバーを擁する。もし、現行の議席配分の方法を維持すると、EUの拡大は、議員数をおびただしく増加させ、議会の有効性を損なう危険性がある。ニース条約は、その結果、加盟国国民に適合した代表制の原理を尊重する新たな議席配分を想定し、**欧州議員数**を、最大732と定めている。次の表で、拡大前と後の欧州議会を比較することができる。

欧 州 議 会		
国	現行	2004 年以降
ドイツ	99	99
フランス	87	72
イタリア	87	72
イギリス	87	72
スペイン	64	50
オランダ	31	25
ベルギー	25	22
ギリシャ	25	22
ポルトガル	25	22
スウェーデン	22	18
オーストリア	21	17
デンマーク	16	13
フィンランド	16	13

国	現行	2004 年以降
アイルランド	15	12
ルクセンブルク	6	6
ポーランド		50
ルーマニア		33
チェコ共和国		20
ハンガリー		20
ブルガリア		17
スロヴァキア		13
リトアニア		12
ラトビア		8
スロヴェニア		7
エストニア		6
キプロス		6
マルタ		5

5) 統制機関と諮問機関において、誰が何をするのか？

a) 欧州共同体司法裁判所の役割は何か？

裁判所は、ルクセンブルクに在り、共同体法の遵守、欧州条約の解釈及び適用を監視する裁判機関である。それは、加盟国間、EU と加盟国、決定機関間、そして個人と EU 間の紛争を解決するための権限を有する。

b) 欧州会計検査院の役割は何か？

検査院は、ルクセンブルクに在り、共同体収入と支出の合法性と適正性を統制する任務を負う。検査院の公表する年次報告は、検査された機関の取り組みと機能不全を明らかにする。

c) 経済社会評議会（CES）の役割は何か？

評議会は、ブリュッセルに在り、加盟国の社会・経済上のさまざまな当事者を代表する、再考及び諮問機関である。委員会が、社会的あるいは経済的性格の提案を閣僚理事会に委ねる場合、必ず評議会に諮問しなければならない。評議会の 222 人のメンバーは、3 つのグループに分けられる：労働者、雇用者、その他の活動分野（農業従事者、自由業、等）。

d) 地域評議会の役割は何か？

評議会は、ブリュッセルに在り、欧州統合のプロセスへの参加を保証するため、地方自治体の

利益を代表する。それは、多くの分野において諮問される：環境，職業訓練，国境に跨る協力，運輸。

6) 金融機関において、誰が何をするのか？

a) 欧州投資銀行 (BEI) の役割は何か？

銀行は、ルクセンブルクに在り、主要な世界的金融機関のひとつである。それは、EU の発展と統合に貢献する投資計画に出資するための貸付を承認する。

b) 欧州中央銀行 (BCE) の役割は何か？

銀行は、フランクフルトに在り、欧州通貨機構を引き継いで、EU の通貨政策を完全な独立へと導く。それは、インフレを抑制し、物価の安定を監視し、ユーロと通貨供給量を管理し、為替取引を指導し、加盟国の対外支払い準備の保持、管理を行い、支払いシステムの円滑な機能を保証することを、その任務とする。

7) 5種類の欧州決定とは何か？

EU には、「欧州法」(lois européennes)ではなく、5つの欧州決定様式が存する：

- ・規則 (règlements) と指令 (directives)：それらは、義務的であるので国内法に比較し得る。規則が、直接適用されるのに対し、指令は、結果に関して加盟国を拘束するものの、方法の選択は自由に任せる。
- ・決定 (décisions)、勧告 (recommandations)、意見 (avis)：決定は、義務的であり、全ての加盟国の個人と法人に対して直接適用される。勧告と意見は、一般的な適用範囲からなるが、義務的ではない。

8) 共同体立法は、どのように作成されるのか？

欧州法の作成は、極めて単純である。欧州委員会が、法案を作成し、閣僚理事会に送付する。理事会は、法案について協議し、欧州議会の意見を求める。議会は、法案が庶民の利益を尊重していることに注意を払い、欧州法を採択する閣僚理事会に意見を述べる。幾つかの事柄においては、この採択は、議会の共同決定を要求する。委員会は、その後、欧州法の適用を監視しなければならない。

市民は、自国裁判官の前で共同体法の規範を直接利用することができるか？

はい

EC 司法裁判所は、数年前、共同体の法秩序の存在を保証する 2 つの原則を承認した。それは、〈共同体法の直接適用可能性〉と〈共同体法の抵触国内法に対する優位性〉の原則である。

直接適用可能性は、権利を直接与え、共同体機関、加盟国、共同体市民に対する義務を直接課す。従って、市民は、自国法廷において、共同体法により自身に承認された法律を援用する可能性を有する。

共同体法の抵触国内法に対する優位性の原則は、共同体法が、同法制定以前のものであれ、以後のものであれ、憲法レベルのものであっても、全ての抵触する国内法に優越することを意味する。

9) EU は、どのように資金調達しているか？

a) EU の財源は何か？

EU 納税者に向けられた、欧州特別租税というものは存在しない。納税者は、固有財源という方法を通して、予算の資金調達に貢献する。財源は、3 つの構成要素からなる：

- ・ 関税、
- ・ 付加価値税（TVA）の微少部分、
- ・ 国内総生産（PIB）に比例して算出される加盟各国の分担金。

b) どのような欧州機関が予算運営をしているか？

- ・ 閣僚理事会と欧州議会が合同で予算当局を組織する。それらが共同で財政見通しを決定する。
- ・ 欧州委員会は、予算の準備と執行の任務を負う。
- ・ 欧州議会が、予算を監督する。

EU の予算運営は、繊細さの要求される業務である。というのは、いかなる赤字も許容されないからである。歳入が、全ての歳出を補わなければならない。予算の赤字を補うための、いかなる借り入れも行使できない。

c) 予算は、何に支出するか？

EU の予算は、主に第 1 の柱と関連する施策に対して支出を行う。

共通農業政策(PAC)は、EU にとって最も多い経費に相当する。それは、会計上、50%近くの支出を占める。構造基金と地域基金が、支出の約 30%を必要とする。研究、対外活動、エネルギー、環境、文化が、合わせて予算の 15%を受け取る。そして最後に、行政機関が、予算の 5%を要求

する。

d) 財政見通しは、何に基づくか？

財政見通しは、ある期間にわたって予測される共同体の支出を表す。それは、共同体の将来における支出の最高額と構成を決定する。

2000-2006年の財政見通しは、920億ユーロの年度予算を想定し、EUの拡大と関連する3つの特徴を示している。

- ・ 共通農業政策 (PAC) への支出が拡大する。
- ・ 15加盟国向け構造基金の割り当てが、2002年から漸次、縮小する。
- ・ 経済再建援助計画 (PHARE) 枠における加盟前援助金が増額される。

e) 主要な出資国はどこか？

共同体予算の最も重要な出資国は、ドイツ (30%)、フランス (18%)、イタリア (12%)、イギリス (11%) である。

2000-2006年期のEUの財政見通しは、ドイツのような(受け取るより多く出資する)財政の大貢献国と、ギリシャ、スペイン、ポルトガル、アイルランドのような(出資するより多くの恩恵を蒙る)予算の大受益国を対置させている。

第5章 欧州連合の権限

1) 委員会の業務は何か？

仕事を円滑に行うため、委員会は、さまざまな業務に再編された職員に助けられている。

一般部局

ユーロスタット (統計局)

出版局

欧州不正対策局

報道・コミュニケーション

事務総局

政策

経済・金融

農業

共同研究センター

競争

教育・文化

雇用・社会問題

エネルギー・運輸

企業

環境

税制，関税同盟

司法・内務

域内市場

漁業

地域政策

研究

保健衛生，消費者保護

情報社会

対外関係

通商

開発

拡大

欧州援助—協力局

人道援助局 — ECHO

対外関係

内局

予算

財務管理

人事・総務

合同通訳 — 会議局

翻訳局

法務局

2) EU の第1の柱と関係する主要な欧州政策とは何か？

a) 経済通貨同盟 (UEM) は、何に基づくか？

A. UEM は、どのように発展したか？

UEM に到達する前に、金融統合は、幾つもの段階を経験した。

- ・ 1944-1971 年：ブレトン・ウッズ体制
- ・ 1971-1979 年：ワシントン合意
- ・ 1979-1990 年：欧州通貨制度 (SME)
- ・ 1990 年以降：経済通貨同盟 (UEM)

欧州建設の当初、EEC 加盟国は、通貨同盟のために真に結束しようとはしない。1944 年発足のブレトン・ウッズ体制が、自国通貨をドルと結びつけ、貿易の全ての為替リスクを排除する限りにおいて、結束が必要と思われない。

1971 年の国際通貨危機が、ブレトン・ウッズ体制を終わらせ、事実上の**変動為替相場制**を開始させる。それは、欧州主要国に、自国通貨の対ドル変動幅を想定する「**ワシントン合意**」を合衆国との間に結ぶよう促す。これが、「トンネル」あるいは「**通貨のへび**」体制の起源であり、それは、欧州通貨の変動を統制することを目的とする。

この体制は進展し、1979 年には、「**欧州通貨制度**」(SME)に姿を変える。それは、もはやドルではなく、自国通貨エキュ (欧州通貨単位) の変動幅を想定する。エキュは、実際は、加盟国の自国通貨のバスケットを表す。

1986 年の単一議定書に目標として記載されていた、経済通貨同盟 (UEM) が、1990 年に誕生する。この欧州金融地域は、単一通貨：ユーロの創始を目的とし、EU 加盟国の経済通貨政策の調和を狙いとしている。

B. 経済通貨同盟から、どのような利益が引き出されるか？

- ・ 為替取引と手数料の消滅
- ・ ドルや円に対する、強い欧州通貨の創造
- ・ 企業、従って雇用にとり、好ましい経済環境の創出
- ・ 買い手にとり、より容易な価格比較
- ・ 「商社に域内取引コストと会計コストを削減させる」為替取引と手数料の消滅。
- ・ 為替レートリスクと通貨変動リスクに対する保証金の削除、従って、価格メカニズムと、より低い利率の機能向上。
- ・ ドルと円に対する強い欧州通貨と、国際的投機及び金融騒乱に対する新通貨の一定程度の堅

実さの創出

- ・資本市場への、より広汎なアクセス。
- ・最後に、別の非関税障壁、すなわち他の通貨を補足的に削除することによる、域内市場の強化。企業は、これにより、欧州全域に基盤を置く組織を指名し、削減コストと規模の経済による利益を得ることができる。

C. 経済通貨同盟の開設は、どのようにおこなわれるか？

同盟の開始プロセスは、3つの段階を経て行われる。

- ・第1段階：90年7月1日から93年12月31日まで：加盟国間における資本の自由移動、経済政策の調整強化、中央銀行間の協力徹底。
- ・第2段階：94年1月1日から98年12月31日まで：（物価安定と国家財政の健全な状況のための）加盟国の経済通貨政策の収斂、欧州通貨機構（IME）の創設。

経済通貨同盟の第3段階に加わるためには、参加各国は、マーストリヒトの諸基準を遵守しなければならない：

- ・財政赤字が、国内総生産の3%を超えないこと；
- ・国家債務が、国内総生産の60%を超えないこと；
- ・一定程度の持続的物価安定と、最も良い結果を示す3加盟国の平均インフレ率を1.5%以上超えないインフレ率。

第3段階：99年1月1日から2002年まで：欧州通貨機構（IME）を引き継ぐ欧州中央銀行（BCE）の創設、為替相場の固定、単一通貨の導入、ユーロ取引の可能性、ユーロランドに参加しない加盟国が自国通貨を単一通貨と結び付けることのできる「欧州為替メカニズム」（MCE）の設立。

2002年1月1日以降、紙幣と硬貨が順調に流通する。ユーロは、欧州計画に具体的で目に見える表現を与えることにより、連合市民の親交に寄与するであろう。

D. どのような国がユーロランドに参加しているか？

12カ国がユーロランドに参加している：ドイツ、フランス、イタリア、ベルギー、オランダ、ルクセンブルク、アイルランド、ギリシャ、スペイン、ポルトガル、オーストリア、フィンランド。3加盟国は、単一通貨を採用しなかった：イギリス、デンマーク、スウェーデン。加盟候補国は、通貨同盟に関するオプト・アウト（opting out）条項を獲得することができない。候補国は、

同盟への加入を強制される。このことは、一度 EU のメンバーになると、欧州通貨制度への参加基準を含め、マーストリヒトの諸基準を遵守しなければならないことを意味する。

E. 経済政策の調整と安定成長協定とは？

安定成長協定は、通貨同盟の第 3 段階発効後、財政赤字と国家債務に関する基準の遵守が続くよう監視する。

第 3 段階が始まると、経済政策は、加盟国によって共通の利害問題と考えられなければならない。これに関する調整は、理事会が引き受ける。理事会は、共同体と加盟国に適用可能な経済政策の大筋を決定し、その大筋の尊重を保証して、加盟国の経済発展を監督する。

さらに、財政赤字と国家債務に関する基準は、通貨同盟の第 3 段階発効後、守られ続けねばならない。この点に関し、1997 年 6 月のアムステルダム欧州理事会において、安定協定が採択された。それは、単一通貨導入後、加盟国の予算規律の努力が続けられることを保証しようとするものである。

加盟国は、中期で予算均衡に近い位置の目標を守ることを約束した。安定成長協定は、過度の赤字状況、特に国内総生産の 3 % を超える赤字の終息に必要な措置を講じない加盟国に対し、理事会による制裁の課せられる可能性を開いている。初期においては、制裁は、共同体への無利子の供託金の形を取るが、続く 2 年以内に過度の赤字が緩和されない場合、罰金に変わることがある。

b) 域外取引は、どの程度、域内市場を補完するか？

A. 「単一市場」は何を意味するか？

EU の 4 つの自由 (商品、サービス、資本、人の自由移動) は、各国市場が、内部国境のない唯一の市場に融合することを可能にする。単一市場のお蔭で、欧州市民は、社会的保護を受け続け、国相互間の認定免状を目にしながら、自分の選んだ国で、旅行し、生活し、働くことができる。消費者として、市民は、より有利な販売価格の製品やサービスを、より広く自由に選択できる。企業についても、(3 億 7400 万という消費者の) 市場規模と、域内取引増大の恩恵に浴することができる：商取引の 60% は、欧州連合の加盟国間でなされる。他方、税関検査の排除は、輸送の遅延と経費を削減し、スペイン、ギリシャ、アイルランド、ポルトガルのような最貧国の経済を刺激した。

B. 域内市場は、どのように域外取引と関連するか？

加盟国の関税同盟に基づく共通通商政策は、共同輸入体制と、全加盟国に一律に適用される共

通域外関税とを含む。それは、世界貿易の調和のとれた発展と、関税障壁の削減を目標とする。というのは、公平な規則に基づく開かれた商取引は、EU 域内のみならず、域外においても安定と発展に寄与するからである。

C. 世界貿易における EU の立場はどうか？

その建設を通じて、EU は、共通共同体政策のお蔭で、世界的規模の取引関係の緻密な網を漸次、発展させてきた。その上、EU は今日、合衆国と日本を前にした国際貿易の世界的主役である。

1994 年以降、世界貿易は、規則的な成長を経験している。EU の売り上げは、世界の全ての国と地域に向かって著しく増大した。合衆国は、EU の古くからの主要貿易相手国であり、スイスと日本が、それに続く。欧州の輸出の主要対象国は、ロシア、ポーランド、ノルウェー、トルコ、香港、中国である。EU は、同じく、中国、ノルウェー、ロシア、ポーランド、韓国、台湾から輸入をしている。

15 カ国が、2001 年 2 月、最も進歩の遅れた国々（PMA）からの（武器を除く）輸入税の漸進的廃止に合意したことも想起しよう。

c) 経済通貨同盟は、欧州経済地域（EEE）をカバーするか？

経済通貨同盟（UEM）と欧州経済地域（EEE）は、はっきりと異なる実体である。経済通貨同盟が、EU にしか関与しないのに対し、欧州経済地域は、単一市場から欧州自由貿易連合（AFLF）諸国へと広がっており、3 億 8000 万の住民と関係している。1995 年の拡大以来、EEE は、15 カ国、ノルウェー、アイスランド、リヒテンシュタインと関係を有している。スイスは、EEE への加盟は希望しなかったが、比較的等価の効力を持つ、部門別合意に調印した。

d) 競争政策の目標とは何か？

競争規則は、5 つの基本原則を遵守する。

- ・企業間の協調行為、合意、提携の禁止。
- ・市場における支配的地位の濫用の禁止。
- ・特定企業を優遇することにより、競争を阻害する恐れのある国が承認した援助の規制。
- ・売上高が結果的に一定水準を超える場合における、同盟計画の予防的禁止の可能性。
- ・遠距離通信、あるいはエネルギー市場のような、独占的環境において展開される特定部門の自由化。

e) EU の社会政策と雇用政策は何を含んでいるか？

A. EU 内に労使対話は存在するか？

はい。1985 年、欧州委員会に指導された**労使対話**は、欧州計画に基づき、労使代表によって行われる協議手続きである。この協議は、特に、職業訓練、教育、新技術、経済成長を対象とし、諸々の協定に到達することがある。現在までに、2 つの協定が存在する：育児休暇とパートタイムに関する協定。

B. 労使協定は何を含んでいるか？

アムステルダム条約に組み入れられた労使協定は、雇用政策における真の転換点を示している。それは、雇用の促進、生活と労働条件の改善、排斥反対運動、人的資源の開発、社会的措置の採択、労使代表の基本的役割の承認、を弁護する。

C. 社会政策アジェンダ計画とは何か？

2000 年 12 月に採択された**新社会政策アジェンダ**は、来るべき年のための社会政策を示す：より多く、より質の高い雇用、変動経済渦中における賃金生活者の保護、男女平等、貧困と差別に対する戦い。それは、同じく、社会保障制度の近代化と、拡大した連合における社会問題を扱う。それは、就労率を上昇させ、社会的排除と貧困に対して戦うことを目指す。

D. 社会分野における最近の進展は何か？

2001 年 3 月、最近のストックホルム・サミットにおいて、15 カ国は、2 つの新たな目標を定めた：EU 内の雇用率は、2005 年までに 62% から 67% に推移しなければならない。同じく、55 歳から 64 歳の労働者の雇用率は、2010 年までに 20% に達しなければならない。このように、EU は、ここ数年のうちに、世界で最も競争力のある地域になることを願っている。

f) 地域政策により準備される欧州基金とは何か？

拡大を通して、より貧しい南欧と裕福な北欧が対照を成すようになり、EU は、更に経済的混成の度を深めた。こうした環境において、EU の構造政策は、連合のさまざまな地域間の発展格差を縮小するための**4 つの基金**を準備する。

- ・ 欧州社会基金 (FSE)
- ・ その「指導部門」における、欧州農業指導保証基金 (FEOGA)
- ・ 欧州地域開発基金 (FEDER)
- ・ 漁業指導のための金融手段 (IFOP)

最貧国（ポルトガル、スペイン、ギリシャ、アイルランド）が、自国経済と欧州同盟国との格差を縮小できるよう、これらの構造基金に、結束基金が加えられた。1990-2000 年の 10 年間に、最も目覚ましい成長を経験したのは、それらの国々であったことを銘記しよう。

g) 共通農業政策（PAC）の争点は何か？

A. 共通農業政策は何を表すか？

欧州は、40-50 年代に大規模な栄養失調症を経験したため、共通農業政策を整備した。それは、農業生産を増大させ、欧州の消費者に適正価格を保証すると共に、農業従事者に対して公正な報酬を保証するはずであった。

今日、共通農業政策は、統合のプロセスが深く進行した、すぐれて経済的な部門を表している。一般的に、政策は 3 つの原則に基づく：価格の単一性、財政上の連帯、共同体の優先。

共通農業政策は、**欧州農業指導保証基金** (FEOGA) の出資を受け、共同体予算のほぼ 50% を計上している。しかしながら、その業務は、世界市場と生産過剰に照らして高すぎる欧州価格のため、次第にコスト高となった。

その結果、PAC は、幾つもの改革を蒙らねばならなかった。2000-2006 年期中に予定されている最新の改革は、食品の安全性向上、環境目標の追求、持続可能な農業と農産物の競争力促進、を目標に掲げている。

また一方で、経営者への大幅な直接補助により保証した価格の下落を補填するための取り組みが、加盟国、特に EU の筆頭生産国であるフランスの怒りを招いた。

B. 共通農業政策の将来は、どのように予測されるか？

共通農業政策の将来をめぐる議論は、終結からは程遠い。相次ぐ食料危機（ダイオキシン、狂牛病、口蹄疫）が、次第に農業従事者の所得を蝕み、北米産農産物に対する共同体市場のいっそうの開放が不可避の状況にある。

農業に関する加盟交渉も、同じく最も困難である。EU の財政見通しは、新メンバーの農業政策に出資するための基金を想定していたが、基金は、農業従事者に対する直接補助の経費を埋め合わせるものとはなっていない。農業は、多くの加盟候補国の経済の中で重要な位置を占めるため、候補国は、直接補助を要求している。

注

(注 1) “*L'EUROPE, je veux savoir*” ベルギー政府外務省発行, 2001 年, 第 2 版。本学で担当している「外国書購読」の上記テキストを数回に分けて訳出する。普段, 共に苦闘(?) してくれている学生諸君の参考に供したいとの思いからである。なお, 紙数と時間の都合上, <序文>と, 一章の, 地図による国の紹介部分は割愛した(機会があれば 1 冊のまとまったものに仕上げたい)。また, 各段落の書き出し部分は, 原典では 1 字空けがなされていないが, 訳文では慣例に従った。

(注 2) 「アキ」とは, フランス語動詞 *acquérir*「獲得する」の過去分詞, *acquis* が名詞化したものであり, 字義的には, 「獲得されたもの」一般を表す。EU 関連の文脈でそれが用いられる場合, 特に「共同体の基本条約に基づく権利と義務の総体」を表す(島野他 共著, 『EU 入門』, 有斐閣, 2002, p.217 他参照)。

(注 3) 「イギリス」の原典における表記は, *Royaume-Uni*, すなわち「連合王国」か *Grande-Bretagne* である(因みに, 正式名称は「グレート・ブリテンおよび北アイルランド連合王国」*United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland*)。訳文では, 随時「イギリス」, 「英」と使い分けたが。いずれの場合も, 原文に *Angleterre* が当てられていることは無い。ベルギーも, 原典では *la Belgique* とのみ記されているが, その正式名称は「ベルギー王国」*Royaume de Belgique/Koninkrijk België* であり, いくぶん長くなる。

†後注) 当方の原典訳出の希望に理解を示され, 迅速なる翻訳許可を与えられたベルギー王国政府外務省ならびに関係各位に謝意を表します。